

神奈川県吹奏楽連盟県南支部 県南吹奏楽連盟規約

令和8年4月21日

第1章 総則

第1条（名称）本連盟は神奈川県吹奏楽連盟県南支部・県南吹奏楽連盟と称する。

第2条（所属）本連盟は神奈川県吹奏楽連盟に属する。

第3条（事務局）本連盟の代表連絡先を、事務局長勤務先とする。

第2章 目的および事業

第4条（目的）本連盟の目的は次の通りである。

1. 神奈川県吹奏楽連盟の掲げる目的に即して、管打楽器による音楽の普及向上に寄与し、吹奏楽の発展を図る。
2. 加盟団体の自発的、自主的な活動を通して、相互の親睦を図り、まとまりのある団体間の和を築く。
3. 地域社会との連携を図りながら、地域の文化的な情操の発展に寄与する。

第5条（事業）本連盟は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

1. 吹奏楽演奏会、吹奏楽コンクール、アンサンブルコンテスト、マーチングコンテスト等の主催または援助。
2. 吹奏楽に関する講習会、研究会の主催。
3. 吹奏楽指導者の育成に関する事業。
4. その他、目的の範囲において適当と認めた事業。

第3章 加盟団体

第6条（資格）本連盟は、鎌倉市・逗子市・横須賀市・三浦市・三浦郡葉山町における中学校・高等学校・大学の吹奏楽団及び小学生による吹奏楽団により構成される。ただし、1団体はこれを1会員とする。

- 1 小学生の構成メンバーは、同一小学校に在籍、または校内外で活動する単独校・複数校混合の団体（学校単位の合同バンド・地域バンド等）に在籍している小学生とする。
 - 2 中学生の構成メンバーは、同一中学校に在籍、または校内外で活動する単独校・複数校混合の団体（学校単位の合同バンド・地域バンド等）に在籍している中学生とする。（活動を共にする小学生の参加は認める）
 - 3 高校生の構成メンバーは、同一高等学校に在籍、または校内外で活動する単独校・複数校混合の団体（学校単位の合同バンド・地域バンド等）に在籍している高校生とする。（活動を共にする小学生、中学生の参加は認める）
 - 4 大学の構成メンバーは、同一大学に在籍している学生（大学院生を含む）とする。（単一の大学名で加盟し、学部ごとに加盟することはできない。ただし、都道府県を異にする地域に設置された学部の場合は、その地域名を冠にしてそれぞれの連盟に加盟することができる。）高等専門学校は、大学の部に所属するものとする。
- ※ 校内外で活動する単独校・複数校混合の定義は、次のとおりとする。「それぞれの学校長が認めた単独校同士の複数校による合同の団体（以下、合同バンドという）」及び「地域バンド等」の2種類とする。

- ① 合同バンドとは、部員不足により単独の学校単位で参加できなくなる小学校、中学校、高等学校が学校長の承認のもと、結成する学校単位での団体とする。
- ② 地域バンド等は、任意の個人または団体が組織し、小学生、中学生、高校生で構成された団体となる。

第7条（加盟）本連盟に加盟する場合は、加盟届を理事長に提出し、理事会の承認を必要とする。また、加盟費用は10,000円とする。

第8条（代表者）中学校・高等学校・大学においては、加盟団体の顧問を団体の代表者とみなす。また、小学生による吹奏楽団は、連絡責任者を団体の代表者とみなす。

第9条（権利）加盟団体は、総会等において連盟業務を審議し、本連盟の事業に関し、無料または優先の取り扱いを受けることができる。

第10条（年度費）加盟団体は年度分担金10,000円を、5月末日までに納入しなければならない。

第11条（脱退）脱退しようとする団体は、その旨を理事長に書面により届け出なければならない。

第12条（罰則）本規約に違反、または本連盟の趣旨に添わない団体に対しては、理事会の審議により、適当な処置を講ずる。

第4章 役員等

第13条（役員）本連盟に下記の役員を置く。さらに理事長および理事の2名は神奈川県吹奏楽連盟理事を兼ね、県理事会および総会に出席する。

顧問 若干名	相談役 若干名
理事長 1名	理事 5名～8名
副理事長 1名	会計 2名
事務局長 1名	会計監査 2名
事務局主事 若干名	運営委員（加盟団体代表者） 各団体1名

第14条（代議員）神奈川県吹奏楽連盟総会に出席する代議員を、県の規約により、加盟団体数30団体に対して1名の割合で選出する（端数切上）。ただし、県理事は代議員を兼ねることはできない。

第15条（業務）役員の業務は次の通りである。

顧問	連盟業務全般の指導・監督
相談役	連盟業務の助言
理事長	本連盟代表、連盟業務を統括、渉外、（県副理事長兼務）
副理事長	理事長補佐、連盟運営全般
事務局長	連絡業務、文書配布、備品管理、会議設定
理事	運営業務 各行事の遂行（内2名は県理事）
会計	予算・決算・収支業務、諸行事の会計
会計監査	会計の監査（理事の兼務不可）
事務局主事	事務局業務の補佐・運営
運営委員	連盟各行事の運営

第16条（任期） 役員の任期は2ヶ年とし、再任を妨げない。補欠又は増員により就任した役員の任期は、前役員の残任期間をもって終わるものとする。また、同一の役職の継続は2期4年を目途とする。

第17条（改選） 役員の選出は1月に行い、3月までを引継期間とする。

第18条（選出）

1. 理事長・副理事長・事務局長は、本連盟役員経験者またはそれと同等の者の中から理事会が選出し、総会で承認を得る。
2. 理事、会計、会計監査、事務局主事については、横須賀市、三浦市、葉山町、逗子市、鎌倉市の吹奏楽関係者の中から、立候補または推薦により選出し、総会の承認を得る。
3. 2.の選出にあたっては下記を原則とし、学校種別のバランスやローテーションの原則を考慮すること。
 - A) 鎌倉・逗子・葉山地区の加盟団体より 3名以上
 - B) 横須賀・三浦地区の加盟団体より 3名以上
4. 県総会代議員は前項2と同様に、総会において選出する。選出すべき代議員の定数が複数名の場合は、前項3の地区割りを考慮する。
5. 顧問・相談役は理事会の推薦により総会で決定される。

第5章 会議

第19条（種類） 会議を分けて、総会、理事会、および部会（実行委員会）の3種とする。

第20条（総会） 総会は、全加盟団体代表者をもって構成され、毎年1回以上理事長が招集する。主に次の事項を審議・決定する。

1. 事業報告および事業計画
2. 予算案・決算報告
3. 連盟役員等の承認
4. 規約の改正
5. 理事会からの提案事項
6. その他

第21条（理事会） 理事会は、総会の決定に基づき、連盟の運営に関わるすべての業務を執行する。理事長、副理事長、事務局長、会計、事務局主事および各理事により構成され、主に次の事項を審議・決定する。

1. 事業運営に関する具体的計画
2. 予算の運営執行
3. 連盟役員等の選出
4. 渉外業務
5. 理事からの提案事項
6. その他

第22条（部会）

<実行委員会> 連盟の運営および行事遂行のため必要に応じて、理事長は部会を組織・招集し、企画・立案・実施に当たらせることができる。

第23条（招集） 各種会議を開催するにあたり参加者を招集する場合、オンライン会議形式を採用することも

できる。

第 24 条（議 事） 総会は、全加盟団体の 2 分の 1 以上の代表者の出席を得て議事を行い、議案の可否は出席者の過半数の賛成で決する。賛否同数の場合は、理事長の決するところによる。なお、やむを得ず会議を招集できない場合は、書面や電磁的方法をもって表決できることとする。又、他の加盟者に表決を委任することができる。

第 6 章 会計

第 25 条（経 費） 本連盟の経費は加盟団体の年度分担金、補助金、奨励金、その他の収入をもって支弁する。

第 26 条（分担金） 本連盟は、神奈川県吹奏楽連盟の規約により、加盟団体数分の分担金（1 団体につき 7,000 円）を、毎年 5 月末日までに、神奈川県吹奏楽連盟へ納入するものとする。
（納入しない場合は、加盟団体すべてが県連盟主催の行事に参加できない。）

第 27 条（年 度） 本連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 附則

第 28 条（施 行） この規約は平成 12 年 4 月 1 日より施行されるものとする。

第 29 条（規約改正） 本規約の変更には、総会出席者の過半数の賛同を必要とする。

1. この規約は平成 13 年 5 月 1 日に一部改正し施行する。
2. この規約は平成 14 年 4 月 22 日に一部改正し施行する。
3. この規約は平成 15 年 4 月 22 日に一部改正し施行する。
4. この規約は平成 16 年 4 月 20 日に一部改正し施行する。
5. この規約は平成 23 年 1 月 18 日に一部改正し施行する。
6. この規約は平成 25 年 4 月 18 日に一部改正し施行する。
7. この規約は平成 27 年 4 月 16 日に一部改正し施行する。
8. この規約は平成 28 年 4 月 21 日に一部改正し施行する。
9. この規約は平成 29 年 4 月 21 日に一部改正し施行する。
10. この規約は平成 31 年 4 月 17 日に一部改正し施行する。
11. この規約は令和 2 年 4 月 22 日に一部改正し施行する。
12. この規約は令和 4 年 4 月 20 日に一部改正し施行する。
13. この規約は令和 7 年 4 月 22 日に一部改正し施行する。
14. この規約は令和 8 年 4 月 21 日に一部改正し施行する。

第 30 条（事務局の位置）

〒237 - 0061 神奈川県横須賀市夏島町 13 県立追浜高等学校 内